

国立研究開発法人建築研究所

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

建築研究所の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和3年度～ 年次有給休暇や夏季休暇（特別休暇）の取得状況を把握し、取得を促す
- 令和3年度～ GWや夏季休暇、年末・年始等にあわせた連続休暇取得促進の啓発を行う
- 令和3年度～ 年次有給休暇取得予定表の掲示や取得状況をとりまとめ、所内会議で報告するなど取得促進のための取組を行う

目標2：育児・介護休暇や育児・介護休業制度の周知を徹底する。

<対策>

- 令和3年度～ 制度について所内HPに掲載して周知する
- 令和3年度～ 制度に関する講習会を多様な参加方法で開催し、意識の啓発と制度の周知を図る
- 令和3年度～ 男性職員の子育て目的の休暇等について、所内会議で事例を紹介するなど取得促進のための取組を行う

目標3：時間外労働の削減のための取組を実施する。

<対策>

- 令和3年度～ 定時退庁日を設定（毎週水曜日、金曜日）し、退所を促すためのアナウンスを実施する
- 令和3年度～ 出退管理表を作成し、労働時間を適切に把握するとともに実績を所内会議で報告するなど削減ための取組を行う